

令和5年度予算概算要求及び

令和4年度第2次補正予算に係る政策アセスメント（修正）について

1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、新規に導入しようとする施策のうち、社会的影響の大きいもの等を対象として評価を実施し、施策の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を説明するものである。目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案に当たり、真に必要な質の高い施策を厳選する。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価実施要領に基づき、令和5年度予算概算要求及び令和4年度第2次補正予算に係る3件の政策アセスメント評価書について施策内容の変更の有無等について確認したところ、以下1の評価書について修正すべき点があったため、今般、別添のとおり修正する。

1	建築 BIM 活用総合推進事業の創設（令和5年度予算概算要求） ※予算額の修正（350百万円→303百万円へ）及び施策等の具体的内容の一部修正
2	インバウンドの本格的な回復に向けた集中的な取組等（令和4年度第2次補正予算） ※変更・修正なし

※下記施策は令和5年度予算概算要求時に政策アセスメント評価書を作成したが、決定した予算額が1億円未満であったため、今回の作業は行っていない。

・「海外における水災害リスク評価実施普及のための経費」（概算要求額：100百万円→予算額：69百万円）

【No. 1】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	建築BIM活用総合推進事業の創設	担当 課長名	住宅局建築指導課 課長 宿本尚吾
施策等の概要・目的	<p>BIM (Building Information Modeling) とは、3次元の形状情報に加え、属性情報を併せ持つ建物モデルをデジタル上に構築するシステムであり、設計・施工・維持管理といった建築生産のプロセスを横断してデータを連携・蓄積・活用することが出来る、建築分野のデジタル・インフラである。</p> <p>少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、地球温暖化、災害の激甚化・頻発化等の社会課題を解決するため、BIMの活用を通じ、建築生産に関する業務の「生産性の向上」及び建築物の「質の向上」を図ることを目的として、建築分野のBIMの社会実装の加速化に向けた重点取組事項に係る検討・検証を行う民間事業者等の取組に対して、国から事業費の補助を実施して支援を行う。</p> <p>【予算額：303百万円】</p>		
政策目標・ 施策目標	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
業績指標（目標値 ・目標年度）	—		
検証指標（目標値 ・目標年度）	BIMを導入している事業者の割合（70%・令和7年）		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>設計・施工・維持管理団体に所属する民間事業者に対するアンケート（令和2年国土交通省実施）によると、BIMを導入している事業者は全体で約46%であり、社会実装は始まっているものの、社会全体での活用には至っておらず、設計のみ・施工のみ・大手企業のみに限定的な活用に留まっている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>一定以上の建築物の着工に際し必要な行政手続きである「建築確認」においてBIMによる申請の受付が可能となっていないことや、BIMの活用習熟までの初期投資がネックとなり、BIMの導入が進まない状況にある。また、BIMの活用により建築物の生産性及び質を向上させるためには、設計・施工・維持管理といったプロセスを横断して情報を連携・蓄積・活用することが重要であるが、現状では、BIMを導入している各事業者が個別にルールを定めて利用しており事業者間のデータ連携が円滑ではないこと、維持管理段階での活用方法が明確でないことから、プロセスを横断した活用が円滑に行われていない。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>建築分野におけるBIMの社会実装を加速化するためには、BIMによる建築確認の審査環境整備、プロセス間の横断的活用を円滑化するための環境整備、維持管理段階における利用促進、中小事業者における活用促進が重要であり、これらに対応する基盤を</p>		

	<p>整備することが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>建築分野におけるBIMの社会実装を加速化するために重要である取組のうち、以下を行う民間事業者等に対して、国から事業費の補助を実施して支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○BIMによる建築確認の審査環境整備 <ul style="list-style-type: none"> 審査用のシステム等の検証・整備 ○プロセス間の横断的活用を円滑化するための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> 異なるソフト間で共有可能なデータ構造の検証等 ○維持管理段階における利用促進 <ul style="list-style-type: none"> 維持管理・運用段階におけるBIMの有効活用方策等の検証
国の関与	<p>建築分野におけるBIMの社会実装の加速化にあたっては、設計・施工・維持管理といった分野を横断した関係主体との調整が発生すること、事業の成果を広く周知し、多くの民間事業者、特定行政庁、確認審査機関等において環境整備が行われることが必要であるため、民間事業者との連携を図りつつ、国が関与して施策を推進することが必要である。</p>
施策等の効率性	<p>国が関与して建築分野におけるBIMの社会実装の加速化に係る基盤整備・普及啓発を行うことで、多くの民間事業者において建築分野におけるBIMの活用が図られ、建築生産のプロセスを横断したデータの連携・蓄積・活用により、生産性向上や新たなサービスの創出につながるため、費用に見合った効果が見込まれる。</p>
代替案との比較	<p>建築分野におけるBIMの社会実装を加速化するにあたり、国から民間事業者へBIMの導入に関する協力要請を行う等も考えられるが、その場合、分野を横断した複数の業界間での調整が行われず、各事業者による個別導入に留まることが想定される。そのため、本施策を通じて設計・施工・維持管理といったプロセスを横断してBIMを活用するための基盤整備を行うことがより効率的である。</p>
施策等の有効性	<p>本事業の実施を通じて、建築分野におけるBIMの社会実装が加速化し、建築物・住宅の生産・維持管理に関する業務の「生産性の向上」及び建築物・住宅の「質の向上」が図られるとともに、建築物・住宅に関するデータの連携・蓄積・活用が進むことが見込まれる。これにより、施策目標である「住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する」の達成に寄与する。</p>
参考URL	<p>○建築BIM推進会議（令和元年6月国土交通省設置）</p> <p>https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/kenchikuBIMsuishinkaigi.html</p>
その他特記すべき事項	<p>○関連する閣議決定における位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定） Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資 （2）DXへの投資 ⑧建築・都市のDX <p>建築物の形状、材質、施工方法に関する3次元データ（BIM：Building Information Modeling）、都市空間における建築物や道路の配置に関する3次元モデル（PLATEAU）、土地や建物に関する固有の識別番号（不動産ID）の活用を促進する。</p>

	<p>○令和8年度に事後検証シートにより事後検証を実施する。</p>
--	------------------------------------